

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「企業価値の長期的な向上」を経営の最重要課題と位置付けております。

その実現のために、経営環境の変化に対し、意思決定の迅速化と効率的で透明性の高い経営体制を確保するとともに、コンプライアンスの徹底とリスク管理体制を改善・強化しながら、コーポレート・ガバナンスの充実に向け様々な取り組みを実施しております。

法令遵守と倫理性の確保は企業活動すべての基礎をなすものであり、「カタクラグループ行動憲章」(役員・従業員の法令遵守の姿勢や社会的な倫理に即した行動、環境と安全性に配慮した企業活動の推進、企業市民としての社会貢献活動等の指針)の精神を徹底することにより、コンプライアンスへの意識を高めております。

また、株主・投資家の皆様へは、迅速かつ正確な情報開示に努め、経営の透明性をさらに高めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三井物産株式会社	3,600,000	10.22
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	2,115,000	6.00
株式会社みずほ銀行	1,690,000	4.79
農林中央金庫	1,690,000	4.79
ロイヤルバンクオブカナダトラストカンパニー(ケイマン)リミテッド(常任代理人 立花証券株式会社)	1,551,000	4.40
大成建設株式会社	1,400,000	3.97
みずほ信託銀行株式会社	1,023,000	2.90
明治安田生命保険相互会社	999,000	2.83
東京建物株式会社	980,000	2.78
片倉共栄会	943,000	2.67

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長 更新	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
前山忠重	他の会社の出身者								△			
岩ヶ谷研司	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
前山忠重	○	平成24年6月 アピックヤマダ株式会社監査役 当社の借入先である株式会社八十二銀行の出身者（平成21年6月 株式会社八十二銀行常務取締役退任）であります。当社は複数の金融機関から借入をしており、かつ業務執行事項の決定に関し、いずれの金融機関からも影響を受けていません。	企業経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしており、当社社外取締役として適任であると考えております。 また、当社と同氏の元所属先との間には特別な利害関係が無いことに加え、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立性に関する判断基準のいずれの項目にも該当せず、独立性を有しております。 従って、一般株主と利益相反の生じる恐れはないものと判断し、独立役員として指定しております。
		平成26年6月 株式会社農林中金総合研究所顧問 当社の借入先である農林中央金庫の出身者（平成20年6月 農林中央金庫	企業経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただけると判断して選任しており、当社社外取締役として適任であると考えております。 また、当社と同氏の元所属先との間には特別な利害関係が無いことに加え、東京証券

岩ヶ谷研司	○	事業再生部長退職)ですが、当社は複数の金融機関から借入をしており、かつ業務執行事項の決定に関し、いずれの金融機関からも影響を受けていません。	取引所の有価証券上場規程に定める独立性に関する判断基準のいずれの項目にも該当せず、独立性を有しております。従って、一般株主と利益相反の生じる恐れはないものと判断し、独立役員として指定しております。
-------	---	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	なし
--	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人から随時監査の経過、内容について報告を受けるとともに、定期的に意見交換を実施しており、必要に応じ往査に立会い、その手続きを確認しております。また、監査役は内部監査部門の監査結果についての報告書を確認するとともに、必要に応じ内部監査部門と意見交換を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐藤正俊	他の会社の出身者										△			
浅野俊雄	他の会社の出身者										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤正俊	○	平成24年6月 公益社団法人明治安田クオリティオブライフ文化財団専務理事 当社の借入先である明治安田生命保険相互会社の出身者(平成18年7月明治安田生命保険相互会社常任監査役退任)ですが、当社は複数の金融機関から借入をしており、かつ業	在任各所で取締役・監査役を歴任するとともに、経理部門の業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、当社社外監査役として適任であると考えております。 また、当社と同氏の元所属先との間には特別な利害関係が無いことに加え、東京証券

		務執行事項の決定に関し、いずれの金融機関からも影響を受けていません。 また、明治安田生命保険相互会社と当社の間には、各種生命保険業務に関する取引がありますが、定常的な取引であります。	取引所の有価証券上場規程に定める独立性に関する判断基準のいずれの項目にも該当せず、独立性を有しております。 従って、一般株主と利益相反の生じる恐れはないものと判断し、独立役員として指定しております。
浅野俊雄	○	平成24年6月 損保ジャパン日本興亜まごころコミュニケーション株式会社 監査役 当社と各種損害保険業務に関する取引がある損害保険ジャパン日本興亜株式会社の出身者(平成20年3月旧：株式会社損害保険ジャパン執行役員千葉支店長退任)であります、同社との取引は定常的なものであります。	在任各所で取締役・監査役を歴任するなど、その豊富な経験は当社社外監査役として適任であると考えております。 また、当社と同氏の元所属先との間には特別な利害関係が無いことに加え、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立性に関する判断基準のいずれの項目にも該当せず、独立性を有しております。 従って、一般株主と利益相反の生じる恐れはないものと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外取締役および社外監査役の全員を独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

平成15年3月28日開催の94回定時株主総会において承認され、平成15年4月25日に付与いたしました。
なお、権利行使期間についてはすでに経過しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員
-----------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

当社取締役7名、執行役員5名、従業員169名および当社監査役4名(H15. 4. 25時点)、合計185名に対し、当社普通株式523,000株を付与いたしました。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役に対する報酬の総額152百万円(平成26年12月期)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員に対して支払う役員給与は、職務執行の対価としての役員報酬と、該当年度の実績に連動した役員賞与によって構成されております。

役員報酬については、固定的月額報酬とし、株主総会で決議された限度額(総額)の範囲内で、役員別並びに役員の業績貢献度を考慮し、取締役会で予め了承された方法で(役員報酬規程に定められている各役員別の支給枠内において)決定され、毎年定められた月(株主総会実施月)に開催される取締役会の承認及び監査役会の協議をもって支給されております。

役員賞与については、当該年度の実績、業務への寄与度を斟酌して、決められた支給給与総額の範囲内において、取締役会で了承された方法で社長が支給額を決定し、取締役会の承認及び監査役会の協議をもって支給されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役に対するサポートについては、随時、総務部秘書室にて対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

企業統治体制の概要

当社は監査役会設置会社であり、4名の監査役（常勤監査役2名・非常勤監査役2名／男性4名）で監査役会を構成しております。うち2名は、社外監査役であります。監査役は、取締役会等の重要会議への出席や重要書類等の閲覧を通じ、取締役の職務執行の監査を行っております。

当社は経営の意思決定を迅速かつ効率的に行うため、取締役は8名（男性8名）の少人数で構成しており、うち2名は、社外取締役であります。また、業務執行機能の強化を図るために、執行役員制度（執行役員1名／男性1名）を導入しております。取締役会は、原則として月1回の定時取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務の執行状況の監督を行っております（平成26年12月期は12回開催）。

経営の意思決定をより迅速に行う観点から業務執行に関する事項のうち重要な業務案件については、原則週1回開催している経営会議において検討しております（平成26年12月期は38回開催）。

社外取締役および社外監査役との間で締結している責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役および社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、社外取締役および社外監査役は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

なお、平成27年3月27日開催の定時株主総会において、会社法が求める業務執行を監督する役割への要請を鑑み、当社の取締役（業務執行取締役を除く）および監査役を責任限定契約の対象とする定款の変更を決議し、承認を得ました。

変更した定款は、平成27年5月1日から効力が生じるものとしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、ガバナンス体制の向上を図るため、少人数で構成する業務執行取締役と執行役員により、迅速な意思決定と効率的な業務執行を行うとともに、社外取締役（2名）及び社外監査役（2名）が取締役会へ出席して取締役の職務執行状況を監視・監督する体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様にご覧いただく内容を十分に理解していただく時間を確保するため、招集通知の早期発送に取り組んでおります。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能としております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回、定期的な決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料、決算情報、有価証券報告書、業績の推移等	
IRに関する部署(担当者)の設置	企画部広報・IR室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「カタクラグループ行動憲章」を平成14年4月1日に制定(最終改定日:平成21年9月1日)
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ホームページ等を活用した迅速かつ正確な情報開示を推進

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社は、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすための規範となる「カタクラグループ行動憲章」を制定し、企業倫理のさらなる向上と社内規程の周知・徹底を図ります。
(2) 取締役の職務の執行の適法性を確保するための牽制機能として、社外取締役を選任します。
(3) コンプライアンスの推進については、各部門で実施するとともに、コンプライアンス担当部門を設置し、担当役員を選任することにより、総合的なコンプライアンス体制の維持・向上を図ります。
(4) 「企業倫理通報規程」に基づき、内部通報制度「グループホットライン」を運用し、不正・違反行為等の早期発見・是正を図ります。
(5) 社長直轄の監査部門による内部監査を実施し、内部統制の有効性と妥当性を確保します。
(6) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備および運用を行います。
(7) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決します。反社会的勢力および団体による不当要求がなされた場合には、総務部を対応統括部署とし、警察等の外部専門機関と緊密な連携をもちながら、組織全体として対応します。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
(1) 当社は、法令および文書・情報管理に係る社内規程等に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書（電磁的記録を含む）に記録・保存し、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合には常時閲覧できる体制とします。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 当社は、事業活動に係る様々なリスクについて、各部門で管理するとともに、「リスク管理規程」に従い、社長を委員長とする「リスク統括委員会」を設置し、総合的なリスク管理体制の維持・向上を図ります。
(2) 新たにリスクが発生した場合は、速やかに担当部門を決定し対応します。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 当社は、別途定める社内規程に基づく職務権限および意思決定ルールにより、職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を整備します。
(2) 定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務の執行状況の監督を行います。
(3) 職務の執行に関する事項のうち重要なものについては、原則週1回開催している経営会議において検討します。
5. 当該株式会社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社は、関係会社管理規程に従い、グループ各社の財務状況、事業計画の進捗状況等についてグループ担当部門で定期的に確認し、当社取締役会に対し報告します。
(2) 当社取締役およびグループ各社の社長で構成される会議を定期的に開催し、グループ各社との連携を図ります。
(3) 当社の監査部門は、定期的にグループ各社の内部監査を実施し、業務の適正を図ります。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
(1) 当社は、監査役から使用人を置くことの要求があった場合には、当社の使用人から監査役補助者を任命します。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1) 当社は、監査役補助者についての任命、解任、異動、賃金改定等は監査役の同意を得て決定し、取締役からの独立性を確保します。
8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1) 監査役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて会計監査人又は取締役もしくはその他の者から報告を受けることができます。
(2) 取締役又は使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況について報告を行います。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役は、業務の執行状況を把握するために、役員部長会やリスク統括委員会等の重要な会議に出席し、意見を述べることであります。また、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換のための会議を開催します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応します。反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、総務部を対応統括部署とし、警察等の外部専門機関と緊密な連携をもちながら、組織全体として対応します。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、敵対的買収に対する具体的な施策はとっておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、証券取引に関する法令および証券取引所の諸規則、並びに社内規程「内部者取引管理規程」に基づき、投資者等への適時適切かつ公平な会社情報の開示を行うべく、開示体制の整備に努めてまいります。

1. 適時開示に係る社内体制

(1) 決定事実に係る情報

情報管理統括責任者である社長と情報担当役員との協議により開示が必要と判断した決定事実に係る情報は、取締役会での承認や経営会議での決定がなされた後に遅滞なく、企画部による開示手続きにより、適時開示を実行します。

(2) 発生事実に係る情報

投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす可能性があるものが生じた場合は、発生事実を所管する各部門の統括責任者から情報担当役員に直ちに当該発生事実が報告されます。情報担当役員は、開示の必要性について社長と協議を行い、開示が必要と判断した場合は、企画部に対して開示手続きの指示を行います。

(3) 決算に係る情報

決算短信、有価証券報告書等に関する決算情報は、経理部が担当し、取締役会の承認を得て、情報担当役員の指示に基づき、開示手続きを行います。

(4) 子会社に係る情報

子会社に係る重要な決定事実・発生事実については、各子会社の管理部門担当役員から、直ちに企画部を経由して情報担当役員に報告されます。情報担当役員は、開示の必要性について社長と協議を行い、開示が必要と判断した場合は、企画部に対して開示手続きの指示を行います。

2. 会社情報の集約・管理体制

適時開示の対象となる会社情報は、社内規程に基づき、全て情報担当役員に集約されます。情報担当役員は、当社各部門および子会社と連携して、集約された会社情報が重要情報に該当するか否かの判定や、重要情報の開示の要否、時期、方法について検討する体制となっております。

また、情報担当役員は、社内規程に基づき、重要情報が開示されるまでの間、情報保有者、関係部門および子会社に対し情報管理の徹底に努めております。

【参考資料：模式図】

